

川崎市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則（案）

川崎市社会教育委員会議規則（昭和52年川崎市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（専門部会）

第6条 会議は、教育文化会館、市民館、図書館、青少年科学館及び日本民家園並びに青少年の家、少年自然の家及び黒川青少年野外活動センター（以下「青少年教育施設」という。）等の社会教育施設の円滑な運営を図るため、別表の専門部会の欄に掲げる専門部会を置く。

- 2 専門部会は、臨時委員で構成し、教育委員会が委嘱する。
- 3 前項の臨時委員は、その者の委嘱に係る専門部会の審議又は調査が終了したときは解職されるものとする。
- 4 専門部会は、臨時委員の互選による部会長及び副部会長を各1名置く。
- 5 専門部会は、部会長がこれを召集しその議長となる。ただし、部会長が開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 6 専門部会は、所属する臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 7 専門部会の議事は、出席した臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 8 専門部会の審議又は調査が終了したときは、当該審議又は調査の結果を会議に報告し承認を得なければならない。
- 9 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその説明又は意見を聴くことができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条関係）

専門部会	所掌事務	委員の定数	委員の構成
教育文化 会館専門 部会	館における各種の事業 の企画実施について調 査審議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の 長 (2) 区内の社会教育関係団体 等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関 する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に 資する活動を行う者
幸市民館 専門部会	館における各種の事業 の企画実施について調 査審議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の 長 (2) 区内の社会教育関係団体 等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関 する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に 資する活動を行う者
中原市民 館専門部 会	館における各種の事業 の企画実施について調 査審議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の 長 (2) 区内の社会教育関係団体 等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関 する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に 資する活動を行う者
高津市民 館専門部 会	館における各種の事業 の企画実施について調 査審議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の 長 (2) 区内の社会教育関係団体 等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関 する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に 資する活動を行う者
宮前市民 館専門部 会	館における各種の事業 の企画実施について調 査審議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の 長 (2) 区内の社会教育関係団体 等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関 する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に 資する活動を行う者

多摩市民館専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
麻生市民館専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
図書館専門部会	館の運営及び図書館奉仕について意見を述べること。	10人以内	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市内に設置された学校の教育職員 (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
青少年科学館専門部会	館の運営に関し意見を述べるとともに、事業評価を行うこと。	10人以内	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市内に設置された学校の教育職員 (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 市内在住の自然科学に関する知識、経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
日本民家園専門部会	園の運営に関し意見を述べるとともに、事業評価を行うこと。	10人以内	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市内に設置された学校の教育職員 (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 市内在住の歴史、民俗に関する知識、経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者

有馬・野川生涯学習支援施設専門部会	施設の運営について調査審議すること。	8人以内	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区内に設置された学校の教育職員 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の生涯学習に関する知識、経験を有する市民 (4) 学識経験者
青少年教育施設専門部会	各施設における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	15人以内	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市内の小学校及び中学校の教育職員 (2) 市内の社会教育関係団体から推薦された者 (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者

附 則

この規則は、平成28年5月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定（図書館及び青少年科学館に係る部分に限る。）及び附則の次に別表を加える改正規定（図書館専門部会及び青少年科学館専門部会に係る部分に限る。）は、平成28年6月1日から施行する。

制 定 理 由

附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。

川崎市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市社会教育委員会議規則 昭和52年1月27日教委規則第1号</p> <p>(第1条～第5条 略)</p> <p>(専門部会)</p> <p><u>第6条 会議は、教育文化会館、市民館及び日本民家園並びに青少年の家、少年自然の家及び黒川青少年野外活動センター（以下「青少年教育施設」という。）等の社会教育施設の円滑な運営を図るため、別表の専門部会の欄に掲げる専門部会を置く。</u></p> <p><u>2 専門部会は、臨時委員で構成し、教育委員会が委嘱する。</u></p> <p><u>3 前項の臨時委員は、その者の委嘱に係る専門部会の審議又は調査が終了したときは解職されるものとする。</u></p> <p><u>4 専門部会は、臨時委員の互選による部会長及び副部会長を各1名置く。</u></p> <p><u>5 専門部会は、部会長がこれを招集しその議長となる。ただし、部会長が開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>6 専門部会は、所属する臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</u></p> <p><u>7 専門部会の議事は、出席した臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。</u></p> <p><u>8 専門部会の審議又は調査が終了したときは、当該審議又は調査の結果を会議に報告し承認を得なければならない。</u></p> <p><u>9 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその説明又は意見を聴くことができる。</u></p> <p>(第7条～附則 略)</p>	<p>○川崎市社会教育委員会議規則 昭和52年1月27日教委規則第1号</p> <p>(第1条～第5条 略)</p> <p>(専門部会)</p> <p><u>第6条 会議は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。</u></p> <p><u>2 専門部会に必要な事項は、会議がこれを定める。</u></p> <p>(第7条～附則 略)</p>

改正前

改正後

別表(第6条関係)

専門部会	所掌事務	委員の定数	委員の構成
<p>教育文化 会館専門 部会</p>	<p>館における各種の 事業の企画実施に ついて調査審議す ること。</p>	<p>10人以内</p>	<p>(1) 区内に設置され た学校の長 (2) 区内の社会教育 関係団体等から推薦 された者 (3) 区内在住の社会 教育に関する経験を 有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育 の向上に資する活動 を行う者</p>
<p>幸市民館 専門部会</p>	<p>館における各種の 事業の企画実施に ついて調査審議す ること。</p>	<p>10人以内</p>	<p>(1) 区内に設置され た学校の長 (2) 区内の社会教育 関係団体等から推薦 された者 (3) 区内在住の社会 教育に関する経験を 有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育 の向上に資する活動 を行う者</p>

改正後		改正前
<u>中原市民館</u> <u>専門部</u> <u>会</u>	<u>館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。</u>	<u>10人以内</u>
<u>高津市民館</u> <u>専門部</u> <u>会</u>	<u>館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。</u>	<u>10人以内</u>
		<u>(1) 区内に設置された学校の長</u> <u>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</u> <u>(3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民</u> <u>(4) 学識経験者</u> <u>(5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</u>
		<u>(1) 区内に設置された学校の長</u> <u>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</u> <u>(3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民</u> <u>(4) 学識経験者</u> <u>(5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</u>

改正後		改正前
<p><u>宮前市民館専門部会</u></p>	<p><u>館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。</u></p>	<p><u>10人以内</u></p>
<p><u>多摩市民館専門部会</u></p>	<p><u>館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。</u></p>	<p><u>10人以内</u></p>
		<p>(1) <u>区内に設置された学校の長</u> (2) <u>区内の社会教育関係団体等から推薦された者</u> (3) <u>区内在住の社会教育に関する経験を有する市民</u> (4) <u>学識経験者</u> (5) <u>区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</u></p>
		<p>(1) <u>区内に設置された学校の長</u> (2) <u>区内の社会教育関係団体等から推薦された者</u> (3) <u>区内在住の社会教育に関する経験を有する市民</u> (4) <u>学識経験者</u> (5) <u>区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</u></p>

改正後		改正前
<p><u>麻生市民館専門部会</u></p>	<p><u>館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。</u></p>	<p><u>10人以内</u></p>
<p><u>日本民家園専門部会</u></p>	<p><u>園の運営に関し意見を述べるとともに、事業評価を行うこと。</u></p>	<p><u>10人以内</u></p>
		<p>(1) <u>区内に設置された学校の長</u> (2) <u>区内の社会教育関係団体等から推薦された者</u> (3) <u>区内在住の社会教育に関する経験を有する市民</u> (4) <u>学識経験者</u> (5) <u>区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</u></p>
		<p>(1) <u>市内に設置された学校の教育職員</u> (2) <u>市内の社会教育関係団体等から推薦された者</u> (3) <u>市内在住の歴史、民俗に関する知識、経験を有する市民</u> (4) <u>学識経験者</u> (5) <u>市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</u></p>

改正後		改正前	
有馬・野川生涯学習支援施設専門部会	施設の運営について調査審議すること。	8人以下	<p>(1) 区内に設置された学校の教育職員</p> <p>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 区内在住の生涯学習に関する知識、経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p>
青少年教育施設専門部会	各施設における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	15人以下	<p>(1) 市内の小学校及び中学校の教育職員</p> <p>(2) 市内の社会教育関係団体から推薦された者</p> <p>(3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p>

川崎市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市社会教育委員会議規則 昭和52年1月27日教委規則第1号</p> <p>(第1条～第5条 略)</p> <p>(専門部会) 第6条 会議は、教育文化会館、市民館、図書館、青少年科学館及び日本民家園並びに青少年の家、少年自然の家及び黒川青少年野外活動センター(以下「青少年教育施設」という)等の社会教育施設の円滑な運営を図るため、別表の専門部会を置く。</p> <p>2 専門部会は、臨時委員で構成し、教育委員会が委嘱する。</p> <p>3 前項の臨時委員は、その者の委嘱に係る専門部会の審議又は調査が終了したときは解職されるものとする。</p> <p>4 専門部会は、臨時委員の互選による部会長及び副部会長を各1名置く。</p> <p>5 専門部会は、部会長がこれを招集しその議長となる。ただし、部会長が開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>6 専門部会は、所属する臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができな</p> <p>7 専門部会の議事は、出席した臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。</p> <p>8 専門部会の審議又は調査が終了したときは、当該審議又は調査の結果を会議に報告し承認を得なければならない。</p> <p>9 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>(第7条～附則 略)</p>	<p>○川崎市社会教育委員会議規則 昭和52年1月27日教委規則第1号</p> <p>(第1条～第5条 略)</p> <p>(専門部会) 第6条 会議は、教育文化会館、市民館及び日本民家園並びに青少年の家、少年自然の家及び黒川青少年野外活動センター(以下「青少年教育施設」という)等の社会教育施設の円滑な運営を図るため、別表の専門部会を置く。</p> <p>2 専門部会は、臨時委員で構成し、教育委員会が委嘱する。</p> <p>3 前項の臨時委員は、その者の委嘱に係る専門部会の審議又は調査が終了したときは解職されるものとする。</p> <p>4 専門部会は、臨時委員の互選による部会長及び副部会長を各1名置く。</p> <p>5 専門部会は、部会長がこれを招集しその議長となる。ただし、部会長が開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>6 専門部会は、所属する臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができな</p> <p>7 専門部会の議事は、出席した臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。</p> <p>8 専門部会の審議又は調査が終了したときは、当該審議又は調査の結果を会議に報告し承認を得なければならない。</p> <p>9 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>(第7条～附則 略)</p>

改正前

別表（第6条関係）

専門部会	所掌事務	委員の定数	委員の構成
麻生市民館専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
日本民家園専門部会	園の運営に関し意見を述べるとともに、事業評価を行うこと。	10人以内	(1) 市内に設置された学校の教育職員 (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 市内在住の歴史、民俗に関する知識、経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者

改正後

別表（第6条関係）

専門部会	所掌事務	委員の定数	委員の構成
麻生市民館専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
<u>図書館専門部会</u>	<u>館の運営及び図書館奉仕について意見を述べること。</u>	<u>10人以内</u>	(1) <u>市内に設置された学校の教育職員</u> (2) <u>市内の社会教育関係団体等から推薦された者</u> (3) <u>市内在住の社会教育に関する経験を有する市民</u> (4) <u>学識経験者</u> (5) <u>市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</u>

改正前

改正後

<p>青少年科 学館専門 部会</p>	<p>館の運営に関し意見 を述べるとともに、 事業評価を行うこと。</p>	<p>10人以内</p>	<p>(1) 市内に設置された 学校の教育職員 (2) 市内の社会教育 関係団体等から推薦 された者 (3) 市内在住の自然 科学に関する知識、 経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 市内の家庭教育 の向上に資する活動 を行う者</p>
<p>日本民家 園専門部 会</p>	<p>園の運営に関し意見 を述べるとともに、 事業評価を行うこと。</p>	<p>10人以内</p>	<p>(1) 市内に設置され た学校の教育職員 (2) 市内の社会教育 関係団体等から推薦 された者 (3) 市内在住の歴史、 民俗に関する知識、 経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 市内の家庭教育 の向上に資する活 動を行う者</p>
<p>(略)</p>			